

静岡県藤枝市岡部町の松岡神社史料について（一）

岩下 哲典

はじめに

岩下を研究代表者とする松岡神社史料調査研究（以下、本調査研究）は、二〇一八年度東洋大学井上円了研究助成金を交付され、年度末には『松岡神社史料を用いた調査研究報告書』（以下、報告書）を作成することができた。本調査研究をきっかけに、松岡神社史料は藤枝市郷土博物館に寄託されることになり、ささやかな地域貢献ができた。

本稿は、報告書が、限られた部数しか作成できなかったことから、その原稿をもとに松岡神社史料を学術的に紹介し、幕末維新史研究に寄与することを目的とする。

そこで、まず、本調査研究の経緯を述べたい。この経緯に関しては、手元の手帳や文書などを参考にした。次に松岡神社の祭神松岡萬の経歴等を記す。祭神ではあるが、歴史学的研究なので、敬称や敬語は用いない。ついで同神社史料の、本調査研究完了時点での概要・概略を述べる。なお、本調査研究の中で特徴的な史料を随時紹介していきたいと考えている。今回の（一）では、研究協力者 Tam (イアン) Arty (アーシー) 氏による史料解題「異国船横濱到来二付、水戸様・毛利様御立腹二付、諸浪人出来始末」（「異国船到来より天下混乱之次第（明治四年）」）を掲載した。（二）以降では、同上史料の积文（翻刻文）を掲載する予定である。

1. 松岡神社調査研究の経緯

岩下は、二〇一二年一月に幕末三舟のひとつ、高橋泥舟の伝記『高邁なる幕臣 高橋泥舟』を教育評論社から刊行した。この伝記では、栃木県の史跡足利学校所蔵の泥舟関係史料や山形県河北町大場勇人氏管理の故河越關古所蔵高橋泥舟関係史料（現在、江戸東京博物館所蔵）などを利用していただいた。

執筆段階で、泥舟が静岡藩士として居住していた田中城のある藤枝市を中心に、静岡県内には泥舟関係史料がいくつか所蔵されていることを把握した。特に藤枝市郷土博物館に多数の史料が所蔵されていることを聞き、二〇一三年五月、徳川林政史研究所研究員藤田英昭氏、明治維新史学会員徳江靖子氏とともに調査のため同館を訪問した。そこで泥舟関係の史料を閲覧し、撮影させていただいた。特に泥舟の御用留は、徳川慶喜の水戸謹慎に関する史料で大変貴重な史料であることが判明した。そこで後に参考文献の拙著『江戸無血開城』にその多くを利用することができた。

なお、その後、藤枝市内には、泥舟の四男徧通が養子として入った村山家の御子孫が居住していることを聞き、その貴重な所蔵史料を、現当主の村山晴彦氏に見せていただく機会を持つことができた。こちらは、東洋大学『文学部紀要』第七一（二〇一七年）・七二集（二〇一八年）に翻刻掲載させていただいた。なお、村山晴彦氏をご紹介くださったのは、静岡岡岡鉄舟会の手塚喜和子氏と藤枝市の旧田中藩士の御子孫小池吉弘氏である。

先の調査時、郷土博物館では、博物館が立地する公園の「蓮華寺池」の展示会があり、調査の合間に見学させていただいた。すると、今も残る広大な蓮華寺池を保存すべく守ったのが、静岡藩水利路程掛の松岡萬であること、萬は泥舟の弟子であり、その史料は市内岡部の松岡神社に所蔵されていること、などがわかった。そこで、藤田・徳江両氏と松岡神社に参詣に行くことになった。岡部町の駐在所で、警察官に松岡神社の行き方や総代を尋ねると、親切にも連絡を取って下さり、面会の許可を得ることができた。それで初めて参詣し、総代綿間瀬武生氏に会うことができた。

綿間瀬氏から、神社史料は年一回曝書が行われ、そこで見る事ができるとお聞きして、次回の曝書の日程が決まったらお知らせくださることになった。その後、二〇一三年一月には藤枝市郷土博物館で、岩下が「田中奉行高橋泥舟」を住民向けに発表した。その折にも綿間瀬氏をお訪ねし、松岡神社に参詣した。そして、ついに二〇一四年三月、念願の曝書に参加することがなかった。興味深い史料の数々に目を奪われた。その後、二〇一五年春の曝書には所用があつて参加できなかったが、五月には神社総代や町内会長らとの打ち合わせを行い、科研費等の研究助成金を申請して調査研究に当たることとなった。なお、この年の一〇月松岡神社祭礼では、松岡神社社頭において岩下が「祭神松岡萬について」と題した講話を氏子に向けてさせていただいた。二〇一六年一月の曝書にも参加し、さらにこの年の八月二二―二三日には、神社史料の本格的な調査を行った。参加者は、岩下のほかに、翻訳家・古文書研究者イアン・アーシー氏、明海大学オープンカレッジ講師毛塚万里氏、徳江靖子氏、徳江寛氏、全生庵副住職本林義範氏であった。ここでは、保存対策と目録作成に着手し、あわせて写真撮影も行った。さらに一二月一七―一八日にも、アーシー、毛塚、本林の各氏が、史料調査を行った。ついで、二〇一七年二月四日―六日も、岩下および徳江・毛塚両氏で調査を行った。うち五日には、岩下が、藤枝市西益津交流センターで高橋泥舟と松岡萬に関する発表を行い、住民向けに普及を図った。なおこの時、偶然にも静岡理工科大学講師都築博子氏にお会いすることができ、以後、調査に関わっていただくこととなった。この間、科研費には応募したが採択されなかった。

二〇一八年六月、井上円了研究助成が決まり、調査研究計画を立て、八月一三―一五日、調査を行った。参加者は、岩下、毛塚氏に加えて、都築氏、東京工業大学大学院博士後期課程橋本真吾氏、東洋大学文学部史学科の川島丈尚・岸本萌里の両氏であった。この調査では、目録作成と写真撮影が終了した。また、一月には藤枝市郷土博物館の特別展に、廻沢町内会から寄託された松岡神社史料が展示された。展示を拝見し、自分たちが関わった史料が、地元の博物館

で展示されることは、感無量であった。それらを踏まえたうえで、二〇一九年二月二日、廻沢地区の住民の方々（氏子の皆様）に向けた調査研究発表会を開催した。ここでは、まず岩下が代表として挨拶をし、調査研究の報告をさせていただくメンバー紹介をした。そして「松岡萬と松岡神社文書の概要」の報告をもした。次に、毛塚氏が「御殿公卿兵僧巻絵図」「知行御割目録 文政三年六月日」「知行御割目録 安政六年」を、橋本氏が「岩松猫画（新田徳純）」を、川島氏が「谷文晁 中国武人画」を、都築氏が「異船渡来」文書を、アーシー氏が「異国船到来より天下混乱之次第（明治四年）」を、最後に岸本氏が「徳川斉昭書」を、それぞれ報告した。全報告の後には、山岡鉄舟研究会会員の清水明氏から、すべての報告について、全体的な講評があった。この後、聞いていただいた廻沢地区の住民の方々も報告に関する質疑ならびに、討論、意見交換を行った。

まず、松岡神社宮司の石塚氏より、松岡萬の家族ならびに子孫に関する研究についてさらに推進してもらいたいとの話がでた。また、神社総代だった綿間瀬氏より本調査研究への感謝の言葉があり、最後に、町内会長の渡辺敏博氏よりそれぞれの報告に対し、なぜ一五〇以上ある史料の中からこれらの史料を選んだのか、との質問が提起された。それらに報告者一人一人が真摯に回答した。報告会終了後、ホテルで報告会に関する反省会を行った。さらに、報告書作成にむけて各報告者の内容をより充実させるために議論を重ね、合計四時間以上に及ぶ充実した討論をすることができた。その成果が、前述の『松岡神社史料を用いた調査研究報告書』である。予算の関係で部数を限定したので、松岡神社関係者、藤枝市内公共施設、執筆者・関係者にしか配付できなかった。今回『文学部紀要』に掲載していただけるのは実にありがたい限りである。

2. 松岡萬の経歴等

松岡神社の祭神松岡萬は、高橋泥舟の静岡藩時代における公務記録（故河越關古資料「公雑筆記」岩下・高橋泥舟史料研究会編・刊『高橋泥舟史料集』第二輯日記類二、二〇一五年）の中にたびたび登場する人物である。萬は、泥舟と山岡鉄舟の共通の門弟で、明治三、四年（一八七〇、一）当時は静岡藩の水利路程掛を務めていた。

ところで、萬の名前の呼び方であるが、これには幾通りもあって、にわかには決め難い。例えば、「つもる」（『日本人名大事典』一九三八年）、「よろず」（『静岡大百科事典』一九七八年、『明治維新人名辞典』一九八一年、『幕末維新人名事典』一九九四年）、「ゆずる」（『生祠と崇められた松岡萬』一九九七年、後掲）、「むつみ」（『静岡県歴史人物事典』一九九一年）ともある。今回は、とりあえず「よろず」としておきたいと思う。

まずは、萬の経歴を記しておく。萬は、天保九年（一八三八）江戸の小石川小日向に鷹匠組頭松岡古敦の子として生まれた。鉄舟・泥舟の住まい（播磨坂上）の近所である。

ところで、松岡氏は紀州出身の幕臣であった。つまり、八代將軍吉宗に従って紀州藩士から幕臣となった家柄である。萬は、学問を中村敬宇（正直、甲府徴典館学頭、静岡学問所教授、明六社、東京大学教授、貴族院議員）に学び、武芸は、ペリー来航後、幕臣を鍛えるために新設された講武所で精進したという。萬自身は、勤王派の幕臣であり、出羽の豪農出身で、劍術と学問に秀でた清河八郎や、前述の山岡鉄舟、高橋泥舟らと親交があった。おそらく講武所で泥舟や鉄舟と知り合ったのだろう。とくに泥舟の弟子となり、泥舟とは特に親しかった。萬は泥舟や鉄舟、清河らが深くかわった「浪士組」の取締となり、上京もした。その後、清河が江戸にもどって暗殺されると、萬もまた江戸に戻ったと思われる。そして、清河を重用したことから泥舟や鉄舟が差控えを命じられると萬も表だった活動はしなかったと思われる。その後、泥舟・鉄舟が、復権した際には、萬は泥舟が頭を務める精鋭隊の頭取となり、水戸で謹慎するために

寛永寺を出た慶喜を護衛した。また、水戸から静岡まで慶喜が移動したときには、やはり護衛をした。慶喜の信頼する泥舟が、最も信頼した幕臣が萬と言えよう。

明治初年に設置された駿府（のち静岡）藩では、小島添奉行、水利路程掛、製塩方、開墾方など務めた。そして仕事としては、安倍川の架橋を企画し、また、磐田郡於保村大池・志太郡蓮華寺池干拓に関わり、両池を残すことに尽力したのである。さらに、廻沢山論に関しては廻沢地区に寄り添った判決を出した。そのため、廻沢では萬が生きている間に松岡神社を建立し、磐田於保村でも萬を祭神とする池主神社を建立して、その恩に報いたのである。しかしながら、その裁決は公平無私であったため相手方からの報復などは見られなかったと考えられる。さらに萬は静岡県に出仕し、吏員の仕事を果たした。その後は、警視庁に転出、大警部まで務め、明治二十四年（一八九一）年に没した。享年五十四であった。法名は「孤松院安息養氣不隣居士」。

ところで、松岡家の墓所は、東京市ヶ谷の長泰寺（曹洞宗）である。また谷中の全生庵（臨済宗国泰寺派）にも萬の個人墓がある。なお、松岡萬に関する研究としては、川本武史『生祠と崇められた松岡萬』（自費出版、一九九七年）がまとまったものがある。なおまた、関係史料は、藤枝市岡部町岡部廻澤町内会所有の松岡神社史料が一五六件、磐田市の池主神社史料六六七点が確認されている。前述したように、現在、松岡神社史料は藤枝市立郷土博物館に寄託されている。また、池主神社史料は磐田市教育委員会が所蔵している。松岡神社・池主神社史料ともに松岡家から寄進されたものである。両神社は、先に見たように地域の人々が萬にたいへん世話になったことを記念して、萬が生きているうちに神として祀ったものである。このことは、何度も言うが、ほかにあまり例がなく特筆すべき事柄である。

さて、前に述べたように、松岡萬は、泥舟の「公雜筆記」では、明治四年二月九日の条から登場する。そこには「午前松岡萬来ル、午時より山岡同道、金谷（大井川西岸の宿駅、現、島田市）へ罷越候由二而罷帰ル」とあって、午前中

に松岡が泥舟の所に来て、午後から鉄舟に同道して金谷に行くので、萬は自宅に帰ったとある。鉄舟は前日から泥舟の所に泊まっていた。この時期も萬、泥舟、鉄舟の交流は密である。三月一日には「午後松岡萬来ル、堀川筋御普請之砌、勤番組借受候地面入用二付云々申出、右者元々示談を以借受候二付、其段申遣し、支配向へ直ニ懸合い候様申聞置」とある。すなわち、堀川筋の普請に関して、勤番組が借り受けている地面が必要になったので収公したいと申し出た。これは元々、示談を以て借り受けていたので、このことを申し遣し、また支配向へ直に懸け合うように言っておいたと解釈できる。堀川筋が田中城周辺のいづれのところを指すかは定かではないが、松岡は水利路程掛の仕事のために泥舟に協力を求めていたことが理解できよう。

六月五日は「白岩銀太郎、松岡萬附属出役被 命候段相逢」とあって、藩士白岩銀太郎が水利路程掛松岡萬の附属出役に命じられたことを達したという。萬の実直な勤務ぶりが、泥舟の記録からも垣間見られるのである。

3. 松岡神社史料の概要

萬は、軽輩とはいえ、幕臣であり、つまり武家である。したがってその史料群には武家に必須の史料がある。例えば「武術関係の史料」「鷹図」「武器之図」「高島流砲術秘書」「武道初心集」「弓術」「名将太刀図」「陣中向心得条」「御軍令書」「鷹之記」「新陰流兵法目録」「慶長軍記」「武功吟味書」「藩翰譜」などである。特に「鷹図」「鷹之記」は、松岡家が鷹匠組頭の家だけに重要な史料とみることができる。さらに、「万葉集」や「和歌懐紙」、「三十六歌合」「歌書」などの国文関係、絵画史料としては「御殿公卿兵僧巻絵図」や谷文晁「武人図」、新田徳純「岩松猫画」などがある。「御殿公卿兵僧巻絵図」や谷文晁「武人図」、新田徳純「岩松猫画」に関しては毛塚・川島・橋本報告が『松岡神社史料を用いた調査研究報告書』に掲載しているので参照されたい。これらの中の掛け軸になっているものなどは松岡家の床の間に飾

られていたものだろう。掛け軸といえ、徳川斉昭（同上報告書岸本報告参照）、榎本武揚や沢庵、頼山陽、大田蜀山人、泥舟、鉄舟、江川英龍など名家の揮毫もある。これも床の間を飾ったものであろう。

さらに、萬が勤王的活動した時期の特徴的な史料として、「文久雜録」「異船渡来」「異国船到来より天下混乱之次第（明治四年）」などの対外関係を扱った史料がある。「異船渡来」は都筑報告が掲載しており、「異国船到来より天下混乱之次第（明治四年）」は、アーシー報告を後掲した。萬の関心がどのあたりにあったのかが分かる史料である。

また「御上洛御警衛御用沙汰帳」は昭和三六年の写本ながら「浪士組」に関わる史料で、幕末政治史上、重要だ（後掲拙編『城下町と日本人の心性』参照）。これらも含めて考えられるのが、松岡神社史料のなかのいくつかは収集史料、すなわち、史料コレクターとしての萬やその子孫が収集したコレクションもあるのではないだろうか。例えば、將軍の朱印状などは、松岡家ではない他家に発給されたもので、近代になってからの収集品と考えられる。

なお、松岡神社史料の件数は、現在確認されているのは一五六件である。総点数は二五八点である。昨夏の調査ですべての資料の採寸や写真を撮り終え、目録を完成することができたことは前に述べた。これにより、前述したように秋には藤枝市郷土博物館に寄託となり、一月には特別展で一部が展示された。これは、われわれの調査が寄託のきっかけのひとつであると思われ、実に意義深いことと考える。

おわりに

今後は、松岡神社史料の個別研究を進めるとともに、磐田市教育委員会所蔵の旧池主神社所蔵史料の悉皆調査を行うことによって、どのような観点で松岡神社と池主神社に史料が分けられたのかなどを追求する必要があるだろう。また、萬自身やその家族などの調査研究も推進すべきと考えられる。

今後、松岡萬の総合的研究を進め、いざれきちんとした研究書や伝記も刊行したく思う。萬の研究は、幕臣尊攘派の研究でもあり、薩長史観の克服を目指してもいる。薩長史観がすべて悪いのではないが、薩長が官軍であったため、これまで幕府・幕臣・佐幕派は悪者ないしは明治新政府への抵抗勢力とされてきた。歴史学は、善悪で判断するのではなく、理性的、客観的に歴史を、そして萬を眺める必要があるのは言うまでもないだろう。

ともかく、幕臣にとって明治維新とは何だったのか、この古くて新しい問題は、どうしても避けて通れない問題であろう。実際、旧幕実務吏僚層が、どのくらい新政府の官僚層になるのか、その実態研究が求められる。萬の研究は、そうした観点にも一定の示唆をあたえてくれるものと考えられる。

物事には光と影が存在する。幕臣の歴史は、どちらかと言えば影の歴史ではあるが、それが分からなければ、本当の幕末維新史は描くことができない。光ばかりでは、本当の歴史ではない。明るい歴史ばかりではないのだ。そうしたことをも知らしめてくれるのが、松岡神社史料なのである。

主な参考文献

- 岩下哲典編著『徳川慶喜―その人と時代』（岩田書院、二〇〇〇年）。
- 同『高邁なる幕臣 高橋泥舟』（教育評論社、二〇一二年）。
- 同『城下町と日本人の心性』（共編著、岩田書院、二〇一六年）。
- 岩下哲典『病とむきあう江戸時代』（北樹出版、二〇一七年）
- 同「史料紹介 村山家文書の高橋泥舟関係書簡について（上）（下・完）」『東洋大学文学部紀要』第七一集・第七二集（史学科篇第四三号・四四号、二〇一七年・二〇一八年）
- 同『江戸無血開城』（吉川弘文館、二〇一八年）。

付記

本論文を作成するにあたっては、本文に記した以外に下記の方々にご協力いただいた。

服部英昭 藁科光彦 海野一徳

記してお礼申し上げます。

また、本研究は二〇一八年度東洋大学井上円了研究助成金を交付された。

史料解題 「異国船横濱到来二付、水戸様・毛利様御立腹二付、諸浪人出来始末」(「異国船到来より天下混乱之次第(明治四年)」資料番号九九、一冊、全一一三丁、三三・五×二四・二cm)

解題執筆者:am (イアン) Arthy (アーシー)

はじめに

「異国船横濱到来二付、水戸様・毛利様御立腹二付、諸浪人出来始末」(以下、本史料)は全一一三丁の大部の冊子で、明治四年末頃に、下野国足利郡大沼田村(現・栃木県足利市)の村役人・源田五郎右衛門が幕末・維新史についてまとめた雑記である。本稿では、まず本史料の性格や成立過程について考察し、次に史料としての価値を検討する。最後に、静岡県の松岡神社に伝わった経緯を論じる。なお、付表1では、本史料の概要を示した。

付表1 本史料の概要

082 114	第二次長州征伐（1865-66）	
073 082	天狗党の乱（1864-65）	順番が前後している。八木宿・梁田宿（現・足利市）を通行した際の天狗党諸隊の旗印に関する記述と図（073-075）は作成者自身の目撃情報。
069 073	第二次（？）長州征伐に関する川柳（1866?）	第二次長州征伐に関するものなら時代が前後する
063 069	天狗党の降参・斬罪（1864-65）	
050 063	長州藩の動きと京都の政治状況（1864）	
046 049	天狗党の乱と大沼田村の近在（1864）	
040 046	上総国の真忠組騒動（1863・12）	出典・瓦版「御上洛二付拝領銀被下置候事」
034 040	將軍家茂の上洛に際する拝領銀の下賜（1863・3）	
019 034	桜田門外の変と彦根藩の滅封（1860-62）	1854年～1860年の出来事を数行に圧縮。桜田門外の変より「天下一統大乱」となる（026）。
019	大沼田村、御台場普請のため森林伐採を命ぜられる（1854・1-3）	
004 019	ペリー来航、「公方様」（家慶）の死去（毒殺）、海防体制の整備（1853・6）	「此時御大老井伊掃部頭殿」（011）。家慶と家定を混同か。海防体制を「前代見物候」（017）。「前代」は作成者五郎右衛門の先代か。
003 004	天下の騒乱と米価の關係。米価に関する狂歌一首。印置候」	
002	「嘉永六丑年今異国船到来今明治四末年迄天下混乱之次第爰に始末」	全体の内容を端的に示す
001	「異国船横濱到来二付、水戸様・毛利様御立腹二付、諸狼人出来	
写真NO	内容	備考

083 100	幕府軍の陣容	
100 114	長州軍の陣容	大沼田村の殿様真田造二郎は御書院御番組頭、「大坂表二而御暇 給り帰府仕候」(088)
114 117	出流山事件 (1867・11-12)	「當家親類」も浪人側に加わる (115)、大沼田村から数人幕府側 の鉄炮人足として徴集 (116)
117 121	戊辰戦争・鳥羽伏見の戦いと官軍の関東平定 (1868・1-2)	大沼田村、明治新政府の触書を請け取り、寄場として組合村に 配布 (120-121)
121	戊辰戦争・梁田宿合戦 (1868・3)	「梁田宿之女郎共當村迫逐来」「合戦見物之人々山のごとく」「大 沼田村今人足三十六人差出」
122	「所々打こわし」 (1868・3)	
123 124	戊辰戦争・宇都宮を巡る攻防 (1868・4)	
124	大沼田村の地頭・小栗忠順の斬殺とその知行所の上地 (1868・ 閏4-5)	
125 128	大沼田村の村政。「會津降参」までの戊辰戦争の展開 (1868・ 閏4-9)	大沼田村等、助郷を命ぜられ、白河戦線へ人足の提供も命ぜら れる
128 130	日光県の県政等。元旗本の処分 (1869-70)。	
(131 168)		131-168は時代が前後する。本来00の將軍家茂の上洛と真忠組騒動 の間に入るべきか。
131 149	「薩摩武鑑」 (1729)	薩摩藩主島津継豊と徳川綱吉の養女竹姫との婚姻に際し、島津 家士の知行高・役所等を幕府に報告したもの。次の「薩英戦争 之次第」との関連で掲載か。
150 153	「薩英戦争之次第」 (1863・7)	薩英戦争に関する1863・8の御達しと称するものの写し。 「イギリス側の」上中下官マトロス千九百八十四人討取、軍艦二 艘・商船三艘・英夷四百四人生捕」等、史実と異なる点が目立つ。

154 163	横浜住居越前屋藤右衛門建白書(1863・8)	改心した横浜商人の攘夷論
163 168	天誅組の変など尊王攘夷運動(1863・6・8)	
168 169	「徳川天下滅亡之次第」(旗本の処遇含む)	「天下泰平ニ而安楽ニ暮しける」のに、維新後は「なさけなき事とも成行ける」
170	「當村旧地頭成行之次第」	
171 176	幕府・維新政府役所名相当表	
177 180	維新政府の要職一覧(府知事を含む)(1869・2)	
180 182	「諸国県々之次第」(1869・3)	県名と「県知事」の一覧
182 184	「奥羽兩國分國之次第」(1870)	但し、内容は奥羽各国の石高
184 186	明治政府の寺社政策(1869・1871)	大沼田村の宝蔵寺の住職(山伏)、復飾して飯塚播種と改名、神主となる(1871)
187 190	旧旗本の処分。大沼田村の四給(四人の地頭)と各給の名主等。	1870・8、大沼田村等一村一給(名主一人制)となる
190 192	廃藩置県と県の変遷	
193 206	大沼田村関係文書6点	付表2参照。192及び195には関連の地の文あり。
207	奥書	「源田五郎右衛門書之置者也」
208	裏表紙	墨付なし

本史料の性格

本史料の内容を端的に表しているのは、冒頭にある序文とも言えるつぎの記述である。

「嘉永六丑年今異国船到来今明治四未年迄天下混乱之次第、爰に印置候」

つまり嘉永六(一八五三)年のペリー来航から明治四(一八七二)年までの、約一八年間続いた混乱期の記録を意図し

たものである。「今明治四未年」とあるので、本史料が明治四年に編纂されたことになる。最も新しい記述が、明治四年十一月の関東地方の府県の再編成に関する布告の一部を引用したものである^①ので、編纂時期は明治四年末頃と限定できる。記録を残したいという作成意図は奥書の和歌にもあらわれている。

「書置し 形見となれや 筆のあと しらせたまま、 残すこと之葉」

その左下に「源田五郎右衛門 書之置者也」とも記されていることから、作成者は源田五郎右衛門であることがわかる^②。源田五郎右衛門は本史料の後半に数回出てくる「五郎右衛門」と同人物と思われる。五郎右衛門は明治元（一八六八）年十一月の時点で下野国足利郡大沼田村の名主を務めており、その前後に組頭も務めている。なお、奥書を除く最後の数丁は、筆跡がそれまでのものとも奥書とも明らかに異なる。従って、源田五郎右衛門単独の作成ではなく、協力者がいたようである。最後の数丁を除く本文は筆跡が奥書によく似ているので、五郎右衛門自身が執筆したと推測される。歴史の記録を意図したものとはいえ、本史料は体系的な歴史書やまとまった回想録などではなく、雑駁な内容から成っており、次の四つの構成要素が認められる。

(一) 幕府・諸藩・尊攘派の志士・明治政府等の発した文書をはじめ、多種多様な史料を書写したもの（以下、「引用史料」）

(二) 大沼田村に関する文書を書写したもの（以下、「大沼田村関係文書」）

(三) おそらく作成者自身が書いた、叙述や解説（以下、「地の文」）

(四) 見出し等、朱書きで書かれた部分（以下、「朱書き部分」）

以下、それぞれについて解説する。

(一)の引用史料は本史料の大半を占め、内容も多岐にわたっている。ペリー来航と将軍徳川家慶の死去に関するもの、

桜田門外の変に関するもの、尊王攘夷運動や天狗党の乱に関するもの、薩英戦争に関するもの、長州征伐に関するもの、明治新政府の触書等、様々な史料が収められている。また、幕末維新とはおよそ関係のない、享保十四（一七二九）年に薩摩藩主島津継豊が幕府に提出したと前書きされている「薩摩武鑑」⁴も含まれているが、直後に薩英戦争に関する御達しが収められているので、おそらくその関連で掲載されたものであろう。

ほとんどの引用史料については、作成者が入手した経路が判然としない中、一点については、その入手経路が本史料に明記されている。後半部分の明治新政府の触書は、当村（大沼田村）の役人が梁田宿（現・足利市）に召し出されて請け取ったとある。また、文久三（一八六三）年三月、將軍徳川家茂の上洛に際し、京都町人に拝領銀が下された旨の長文が載っているが、同文の瓦版が、世の中に現存するので、おそらくその瓦版、あるいはその瓦版の写しを写したものであろう。

これら引用史料には多くの誤写があり、甚だしいものでは解釈不能な箇所もある。その一例は元治元（一八六四）年四月、將軍家茂が朝廷に提出した奉答書の次のくだりである。本史料では、「右聖旨之趣護而奉畏候、臣家も不有難任其任候へ共、盡精力職黨相立候様、勉勵可仕候」となっており、意味をなさないが、他の文献で確認すると、原文は次の通りである。

「右聖旨之趣護而奉_レ畏候、臣家茂不肖難_レ堪_三其任_一候得共、盡_三精力_一職掌相立候様、勉勵可_レ仕候」⁶

將軍の諱「家茂」の「茂」を変体仮名と取り違えたのか、平仮名の「も」となっているなど、本文の乱れは著しい。ほぼ全文を通して見られるこのような乱れは作成者の知識不足や不注意によるものとも考えられるが、書写した史料にすでに誤写が多かったとも考えられる。作成者の手元にあったものは、原本の写しを更に幾度となく写したもので、粗悪だった蓋然性が高い。いずれにしても、誤写が多く、かなり読みにくいものとはいえ、引用史料を更に調査する必要

がある。他の文献と照合して出典を同定できたものはまだごく一部で、中には未発見・未発表の史料も含まれている可能性があるからである。

(二) の大沼田村関係文書は全て一八六八年のもので、大沼田村側が差し出したものが五点、役所から受け取ったものが一点、合計六点である(付表2参照)。六点とも本史料の末尾にある、筆跡が違う数丁に収められている。明らかな数字の誤写が僅かに認められるとはいえ、本史料が作成された村に直接関わる内容なだけに、かなり正確な写しと思われる。

付表2 本史料所収の大沼田村関係文書

番号	内容	年月(日)	差出人・作成者	宛先
193	差上申御請一札之事(194-195の「覚」に対する請書)	(慶應四年) 閏四月十八日	大沼田村役人惣代	館林御代官様御役所
194-195	覚(官軍による人足動員令)	(慶應四年) 閏四月十八日	館林代官役所	大沼田村、北猿田村並びにその組合村
195-196	差出申一札之事(御請書日延願い)	慶應四年閏四月	大沼田村他二十五ヶ村の惣代	足利町新田御役人中様
197-200	足利町軍夫相勤候御書上写	明治元辰年十二月	大沼田村、鶴木村、利保村、八 檜村	軍夫御役所
201-203	御官軍様御出張二付、差上申御 請書之事	慶應四辰年四月	大沼田村百姓代・与頭・名主	足利藩御役所御中
203-206	元大沼田村組合拾三ヶ村石高并 御地頭・領主、如左	明治元辰年十二月	大沼田村百姓代・組頭・名主	官軍御林掛り鈴木小十郎様

注・194-195の館林代官役所発行の「覚」は、厳密にいうと193の請書の一部と見なすべきである。請書の原本では、日付・差出人・宛名の後に館林代官役所発行の「覚」がそのまま写してあったと推測される。しかし、ここでは整理の都合上、別の文書として独立させた。

(三)の地の文は、引用史料や大沼田村関係文書に関する解説、特定の事件に関する叙述など、様々である。一八六七年末、薩摩藩によって編成された浪士隊が下野国流出山（いずるさん）に結集した流出山事件から、一八六八年前半の野州に於ける戊辰戦争の展開・明治新政府による支配の確立までの顛末を描いた記事が特に詳しい。筆跡の違う末尾部分にも、地の文と分類できる記述も見受けられる（大沼田村関係文書を解説するもの）。地の文は、奥書に「書之置」とある源田五郎右衛門自身の執筆と考えるのが自然だろう。実際、地の文には「当村」という単語が頻出しており、五郎右衛門が村役人を勤めた大沼田村を指すことは間違いない⁷⁾。

しかしながら、書いた本人が犯しそうな字の誤りも散見される。流出山事件の際に決起した浪人は馬印に「十丁之幟」を押し立てたとあるが、これは明らかに島津家の家紋、丸に十の字を指すので、「十字之幟」の間違いだろう。また、同じ足利郡の渋垂村（しぶたれむら）の村名は「渋乗」と誤記されている。

更に、地の文の中には、本史料が編纂された明治四年以前に書かれたと思われる箇所もある。前述の一八六七年末から一八六八年前半までの情勢を描いた長文の記事は「抑、此度産（薩）州浪人出来候而大合戦ニ相成候義」と始まり、「此度」は戊辰戦争の勃発の時期を指す。また、同じ記事の中で、「慶應四年辰二月日」の日付のある明治政府の触書は「今般御触書」と形容されている。他の地の文にも、「今慶應四年辰三月」「今慶応元年」（但し「元」は朱書きで「四」に直してある）という記述が見られる。これらの記述はいずれも、もともと慶応四年（一八六八）に書かれたものと思われる。

そこで、地の文は五郎右衛門が本史料編纂の時点で全文書き下ろしたわけではなく、少なくとも一部は自身の以前の手記を書き写したものである可能性が浮かんできく。その場合、散見される誤字は五郎右衛門自身の不注意によるものということになり、末尾の筆跡の違う部分にある地の文は、もともとは五郎右衛門が書いたものを、協力者が写したも

のとも考えられる。

(四)の朱書き部分はまず、例えば「御公方様御病死」、「梁田宿合戦爰にあり」、「當村旧地頭成行之次第」など、見出しのような記述がある。紙面の空白に、場合によっては本文の該箇所からやや離れて記されていることから、後から加えられたものと考えられる。例えば、「井伊掃部守御大老」という朱筆は、該当する地の文の記述（「此時御大老井伊掃部頭殿也」）の直前ではなく、その数行前の、直接関係のない引用史料（幕府の達書）の本文と日付の間の空白に挿入されている。また、「産州」↓「薩州」、「栄太郎」↓「菊太郎」など、朱筆による誤字の訂正も少々見られる。朱書き部分にも「當村」という単語が出てくるので、大沼田村の人、恐らく五郎右衛門自身が書いたものだろう。また、後述の狂歌も朱筆で記されているが、これも後から加えたということになるだろうか。

五郎右衛門が、様々な史料及び地元の大沼田村に関する文書に解説を添えて、古い手記の内容と組み合わせ、他者の協力も得ながら一冊にまとめ、更に朱筆を加えることで、本史料が成立したと思われる。内容は概ね時系列に整理されているが、順番が前後する部分も多い。特に文久三（一八六三）年後半の薩英戦争及び尊王攘夷運動に関する一連の内容は、文久三年の他の事件に関する記述から遠く離れて、本史料の後半、維新後の記述の途中で突如として出現する。時代的には本来、文久三年三月の家茂の上洛と同年十二月に勃発した真忠組騒動の間に入るべきものである。直前の「薩摩武鑑」も、既述の通り、薩英戦争関連のものに付随したものと思われる。史料整理の過程で、あたかもこの一まとまりの内容を誤って違うところに入れてしまい、そのままの順番で写し進んだかのようなようである。大沼田村関係文書も、全て一八六八年のものにも関わらず、廃藩置県など明治四年の記述の後、末尾に収められている。

なお、松岡神社の目録では、本史料の史料名は表紙の通り、「異国船横濱到来二付、水戸様・毛利様御立腹二付、諸狼（浪）人出来始末」となっている。しかし、以上の考察からも明らかのように、これは本史料の全体像を十分表すも

のではない。むしろ、それに続く序文のようなもの、「嘉永六丑年、異国船到来、今明治四未年、天下混乱之次第、爰に印置候」の方が内容を正確に示している。ただし、それでは少々長いので、省略して、「異国船到来より天下混乱之次第（明治四年）」という代替の史料名を提案したい。

本史料の価値

以上のように、本史料はかなり複雑で扱いにくいものと言える。では、その価値はどこにあるのか。

まず、大沼田村関係文書や、五郎右衛門自身の述懐と思われる地の文は大沼田村と野州全体の幕末維新史の解明に寄与するものである。普通の村人がその時代の混乱をどう生きたかが垣間見える。ペリー来航の結果、下野の村々の役負担が増加したことはよく知られるところだが、大沼田村も例外ではなかったことが本史料からわかる。嘉永七（一八五四）年初頭、黒船の再来航に備えて幕府が品川沖に御台場（砲台）を建造するに当たって、大沼田村は御林の伐り出しを仰せ付けられた。これに関する記述は本稿の分類で地の文に属するが、詳細である。その節には普請役の嶋崎勇三郎が出役し、長さ二間半より三間まで、末口三寸より四寸までの松丸太一本につき永拾五文、林より渡良瀬川の猿田（やえんだ）河岸までの車力賃は永四十文、猿田河岸より江戸新橋までの船運賃は永六十文で、幕府が全額を負担した。大沼田村の近村からも人足が徴集され、高百石につき松丸太十本ずつ命ぜられ、材木を猿田河岸まで運搬した。その際車力人足が動員された村々も列挙されている。詳細な記述であることから、当時の手記をそのまま写したものか、当時の記録に基づいたものと考えられる。

大沼田村は相給の村で「四給」、つまり四人の地頭（旗本）、小栗上野介忠順・山本八太郎・神谷徳太郎・真田造次郎が分割知行していた。そのうちの一人、外国奉行など、幕府の要職を歴任した小栗忠順が維新後の慶応四年閏四月、戊

辰戦争で遭遇した悲運に関する記述も興味深い。「爰にあわれと申ハ當村知行いたし候小栗上野介殿」と始まり、こう続く。小栗は、もう一つの知行所の上州権田村に土着していたところ、百姓の打ちこわしを鎮圧したが、その後、官軍が小栗の居村に押し寄せ、「小栗若殿様」（養子の又一）を高崎城に召し出し、小栗が大砲二挺・金子三千両差し出して降参したにもかかわらず、小栗を召し捕って、権田村の南にある三之倉という所で「家来諸共六人打首二いたし、若殿も高崎におみて打首ニ相成申候」とある。そして小栗の家内の者共は越後国へ落ち、それより会津へ落ちたと続く。

概ね正確な内容である。¹⁰自分の村の殿様だっただけに、五郎右衛門が小栗の悲惨な最期を「あわれ」と思ったのは当然だろう。なお、小栗の死去については再度言及されているが、時期は五月中で、打ち首になったのは高崎だったなど、内容がやや錯綜している。¹¹

五月には、大沼田村における小栗の旧領地は明治政府によって上地され、その結果、大沼田村の「外三給」（山木八太郎領・神谷徳太郎領・真田造次郎領）とは別扱いを受けるようになった。明治政府がその後、旧旗本領を一齐に直轄地とした際、「外三給」は「旗下上地」と唱えられたのに、小栗の旧領地は「在来」と唱えられたのである。「在来」と唱えられたとはおそらく、従来幕府の直轄地であったと見做された、という意味だろう。実際、『旧高田領取調帳』では、大沼田村は真田造次郎・神谷徳太郎・山本八太郎（山木八太郎の誤りだろう）の三人の知行所、及び「山内源七郎支配所」となり、小栗上野介の名は挙げられていない。山内源七郎が真岡代官所の代官だったので、「山内源七郎支配所」は真岡代官所支配ということになるが、こうして小栗の領有は過去に遡って否定された。なお、皮肉なことに、山内源七郎も小栗同様、明治新政府に恭順を表明したにもかかわらず、五月に官軍によって斬首された。¹²

本史料は、他にも大沼田村とその周辺の歴史解明に役立つ情報を多く含む。また、本史料のもう一つの魅力は、幕末・維新期の激動が普通の村のレベルでどう見られたかを伝えるところにある。五郎右衛門は明治維新がもたらした世の中

の変化を悲観していたようである。過ぎ去った江戸時代を、「武州足立郡花之江戸ニおゐて寛永年中今慶應四年辰三月迄、凡式百八十年之間、打續天下泰平ニ而安樂ニ暮しける」と古き良き時代として懐かしみ、幕府滅亡後、「人々おもひ々々ニ成行事、なさけなき事とも成行ける」と嘆いた。佐幕派であったというより、徳川の天下に素朴な愛着を覚えたようである。

維新後の旧旗本の成り行きに関する指摘も厳しい。旧旗本の中には、徳川宗家を継いだ徳川亀之助（家達）に従い駿府藩に移住した者もあれば、徳川家との縁を断ち、「朝臣」となった者もあった¹⁴。なお、「朝臣」は「王臣」とも呼ばれ、本史料では「王臣」を「皇臣」と表記している¹⁵。さて、旧旗本について五郎右衛門はこう書いている。

「主君を重んじ徳川様へ付て駿府へ御供仕候御簾本ハ大キに立身仕候。皇臣ニ相成候者ハ誠に々々ああれ(あわれ)なり」
駿府に移住した元旗本が「立身」したとは、駿府藩でそれなりの役職に就いたということであろう。さらに、「皇臣」になった者も結局、明治三(一八七〇)年に、一旦安堵された知行所を召上げられ、「御当人は駿府之御城主徳川亀之助様へ御引渡しニ相成、何ともああれ(あわれ)なりける次第也」とある。知行所が没収となったのは厳密にいうと明治三年ではなく二年¹⁶、また、一旦朝臣になった者が後から駿府藩に引き渡されたという事実はないが、旧旗本の没落がどう捉えられたかを伝える興味深い記述である。五郎右衛門はさらにこう続ける。

「右之次第ヲ見てハ、已来は主君は大切の物と末々之者迄心懸可申候」

この「主君」はもちろん徳川家を指す。「皇臣」がその主君を大切にしなかったからあわれな目に遭ったのだという意味が読み取れる。五郎右衛門は尊王よりも封建的主従関係、特に徳川家に対する忠誠の方が大事だと思ったようである。

五郎右衛門にとつては政情不安が米価に及ぼす影響も懸念材料であった。冒頭で、「天下乱而混雜仕候節者穀物高直二相成候義、元今有之義也」と指摘し、幕府崩壊の際も米価が暴騰したと記している。そして「向後若又天下混乱有之候ハ、物穀（穀物の値段の意か）用心可致候」と危惧している。明治新政府の出現で必ずしも世情が安定するとは思っていないかつたようである。これに朱書きで狂歌が続く。

「米両二八九舛致候時 此米者風を引たか八九舛 早く直して 四五斗させたい」（この米は風邪を引いたか八九舛（はくしょう） 早く直して 四五斗（しごと）させたい）

五郎右衛門自身の作かどうかは不明だが、当時の庶民の感覚や頓知がよく伝わる。

また、本史料には、事実誤認も多々あるが、そこには却って、もう一つの価値が潜んでいる。次がその一例である。嘉永六（一八五三）年六月、ペリー来航直後に將軍徳川家慶は死去したが、それを知らせる幕府の達書など一連の關係する引用史料に続き、次の文がある。

「此公方様異国船渡来ニ付、毒害ニて相果給ふ也、此時御大老井伊掃部頭殿也」

異国船の到来について諸役人は評議をしたけれど、意見がまちまちだったので、「公方様へ毒薬相用候者有之、右公方様御中暑与申し、毒害ニ而相果給ふ」とも書かれている。家慶が毒殺され、死因は中暑（暑気あたり）と偽られたという。

当時の大老は井伊掃部頭（井伊直弼）であつたとあるのはむろん誤りで、大老になつたのは五年後の安政五（一八五八）年四月である。一方、同年七月に家慶の次の將軍・家定が死去している。おそらく家慶と家定、嘉永六年の出来事と安政五年の出来事が混同されたものと思われる。しかし、家慶にしても家定にしても、毒殺されたという事実はないようなので、単なるデマであろう。ただ、家定が死去した際、毒殺されたという事実無根の噂が大奥の中で立つたようであ

る。¹⁷それが世間に広まり、巡り巡ってこの錯綜した記述となった可能性は否定できない。いずれにしても、このような怪情報やデマ、いわゆる「フェイクニュース」が当時間も広まっていたことが本史料から窺える。

慶応四年一月、鳥羽・伏見の戦いに敗れた徳川慶喜が江戸に逃亡した状況を描いた記事にも疑わしい点が見受けられる。蒸気船に乗り、江戸表に逃げたところ、天璋院様と和宮様お二方「御立腹二而、御城二入給ふ事相不叶、御殿山へ四・五日野宿いたし候由二御座候」とある。実際には、慶喜は一月十一日軍艦にて品川沖に着き、翌日の巳の半刻（午前十一時頃）に江戸城の西の丸に入っている¹⁸ので、天璋院と和宮の逆鱗に触れて入城できず、数日間野宿したという記述はもちろん事実と違う。

明治天皇についても、芳しくない噂が載っている。明治三年から「天子様江戸ニ而新吉原へ行、且又柳橋之藝者ニ戯れ」ているとあり、甚だ不行跡だと批判している。その真偽はともかくとして、こういう噂が流れていたこと自体が興味深い。なお、この時点で江戸が東京と改名されて足掛け三年になるが、依然として「江戸」と呼んだあたりは徳川の天下に未練を残した五郎右衛門らしいとも言える。

このように、一方では、大沼田村のみならず、野州全体の幕末維新史に光を当て、また一方では、当時の世論や庶民感覚を伝え、更に他方では当時流布した噂やデマを色濃く反映する等、煩雑さに紛れながらも、本史料には意外な価値が隠れている。

松岡神社に伝来した経緯

最後に、本史料が松岡神社に伝来した経緯を検討する。確証は得がたいが、一つの仮説を提案したい。

前記の通り、大沼田村は四給で、地頭が四人いた。そのうち、小栗上野介は維新後、新政府軍によって斬殺された。また、本史料によると、神谷徳太郎は「駿河へ御供申候」、つまり徳川亀之助のお供をして、駿府藩に移住した。明治

元年のことだろう。山木八太郎は「皇臣」（朝臣）となって江戸に住み、その後「奥州縣」（奥州県）は存在しないので、「奥州にある県」の意か）に移住した。そして真田造次郎（「造二郎」とも表記される）についてはこう記されている。「先知行迫間村へ住居致シ、明治三年三月帰参ヲ願、駿府忝録太郎殿参り、造二郎殿家内三人ハ未タ迫間村罷居申候」つまり真田造次郎は旧知行所の迫間村（はざまむら、現・足利市）に居住し、家族三人で未だ迫間村にいる。「明治三年三月帰参ヲ願、駿府忝録太郎殿参り」はやや難解だが、「明治三年三月帰参を願ひ、駿府へ忝録太郎殿が参り」と補って読むと、真田造次郎の子息である録太郎が明治三年三月、徳川氏への帰参を願ひ、駿府に参った、と解釈できる。家族を迫間村に残して駿府藩に移住したのである。なお、真田録太郎は造次郎の嫡子だったので、明治元年八月十四日に家督相続をしている。¹⁹⁾

大沼田村の元地頭及びその家族のうち、二人、つまり神谷徳太郎及び真田造次郎忝録太郎が松岡神社のある駿河国（静岡県）に移住したのである。ところで、五郎右衛門は大沼田村の中でも、神谷徳太郎の知行所で組頭、のちに名主を務めたので、自身の殿様は厳密にいうと神谷であった。

さて、神谷徳太郎および真田録太郎は駿府藩でその後どうなったのだろうか。他の文献で確認することができる。神谷徳太郎は神谷清直とも言い、明治二年、相良奉行支配割付となった。²⁰⁾ 駿府藩では、移住した旧幕臣が各地の奉行のもとで勤番組という組織に編成されたが、相良奉行支配割付とは、相良の勤番組に配属されたということである。真田録太郎もやはり、明治三年三月十五日、相良勤番組配属となった。²¹⁾ これは、明治三年三月に録太郎が駿府に参ったという本史料の記述と合致する。

つまり神谷徳太郎または真田録太郎を通して、この史料が静岡に伝わった、という可能性がある。神谷徳太郎が五郎右衛門の殿様だったことを考えると、神谷ルートが有力であろう。ただ、神谷が駿府藩に移住したのは明治元年、本史

料が成立したのは明治四年末だから、神谷が移住の際に持参したことはあり得ない。移住後、神谷が五郎右衛門と連絡を取り合い、明治四年以降、五郎右衛門が神谷に何らかの形で渡した可能性がある。ちなみに、連絡を取り合ったとすると、駿府に移住した元旗本は立身出世をしたなど、駿府藩に関する肯定的な記述の情報源は神谷であったとも推測できる。

本史料の表紙には松岡方の蔵書印が捺されているので、松岡自身の蔵書であったことがわかる。松岡は明治元年に駿府に移住した²³。神谷徳太郎との接点があったかどうかは不明であるが、本史料は作成者の五郎右衛門から神谷徳太郎に渡り、神谷徳太郎から松岡方に渡ったという可能性はある。これはしかし、一つの可能性でしかなく、本史料が全く違う経路で松岡の手に入った可能性も否定できない。

註

- (1) 『太政官日誌』明治四年第九十三号、十一月十四日の布告。石井良助編『太政官日誌』第五卷（東京堂出版、一九八一年）、四一九―四二二頁。
- (2) 「源田」はおそらく「げんだ」と読む。森岡浩編『全国名字大辞典』（東京堂出版、二〇一二年）によると、「源田」（げんだ）は栃木県、特に足利市に多い。ネット上の『日本姓氏語源辞典』「源田」も参照。
<https://name-power.net/hn/%E6%B%A%90%E7%94%B0.html>
- (3) 明治三年、平民の名字公称が許された後に、五郎右衛門は「源田」を名乗ったか。
- (4) たとえば、本文の「也」と奥書の「書之置者也」の「也」の崩し方が酷似している。
- (5) 「薩摩秘鑑」あるいは「薩摩武鑑」とあるが、前者は写し間違いと思われる。
- (6) 東京大学大学院情報学環・学際情報学府図書室の小野秀雄コレクション所蔵の「御上洛ニ付拝領銀被下置候事」（将軍関係 NO10）。

http://www.lbjin-u-tokyo.ac.jp/collection/ono_k/6.html#N010

- (6) 『岩倉公実記』上巻、七九一頁。返り点は原文のままだが、読点を補った。
- (7) 例えば、「當村ニ而鉄炮方人足ニ罷出候者、中根ニ而源田房松、鷹巢ニ而小野嶋之助・亀山文吉・番人定二郎、磯入ニ而大木岩二郎・植竹長松」という記述があるが、中根・鷹巢・磯入はいずれも大沼田村の字である。『日本歴史地名大系』、「栃木県・足利市 大沼田村」の項目参照。
- (8) 文久三年に関する記述と、時代がずれる徳川幕府滅亡に関する記述が同じ丁丁に続いているので、単なる乱丁の可能性はない。
- (9) 足利市史編さん委員会編『近代足利市史』第一巻 通史編（一九七七年）、八一〇―八一二頁、栃木県史編さん委員会編『栃木県史』通史編5・近世二（一九八四年）、一九四―一九五頁参照。
- (10) 小栗忠順の死去については、村上泰賢「小栗忠順の斬首」（村上泰賢編『小栗忠順のすべて』、新人物往来社、二〇〇八年所収）一七七―一九〇頁参照。
- (11) この記述については岩下哲典「幕末情報社会と小栗上野介」（『たつなみ』第四十一号、二〇一六年）、一三二―一三四頁参照。
- (12) 木村礎校訂『旧高田領取調帳』関東編（東京堂出版、一九九五年）、五三三頁。国立歴史民俗博物館の『旧高田領取調帳データベース』でも検索可能。
https://www.rekihaku.ac.jp/up.cgi/set_condition.pl?h=/history/w11550573590_46604&p=param/kyud/db_param
- (13) 栃木県史編さん委員会編『栃木県史』通史編6・近現代（一九八二年）、三二―三三―三四。山内源七郎崇正については小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第5巻（東洋書林、一九九八年）、二九七―四頁参照。
- (14) 樋口雄彦「幕臣たちは明治維新をどう生きたのか」（洋泉社、二〇一六年）、一四頁。
- (15) 『日本国語大辞典』第二版「王臣・皇臣」の項目参照。「朝臣」と「王臣」が同意義で使われている例として、『復古記』第二巻、四八一頁参照。明治元年八月の下野国の旧旗本知行所に対する布告でも、「王臣」が「朝臣」の代わりに使われている。栃木県史編さん委員会編『栃木県史』史料編・近現代一（一九七六年）、六三頁。
- (16) 明治二年十二月二日。『太政官日誌』明治二年第百九号、十二月二日の布告。石井良助編『太政官日誌』第三卷（東京堂出版、一九八〇年）、五六七―五六九頁。
- (17) 畑尚子『幕末の大奥・天璋院と薩摩藩』（岩波新書、二〇〇七年）、一一四―一一六頁。

- (18) 洪沢栄一『徳川慶喜公伝』（東洋文庫、一九六八年）4、一一四頁。
- (19) 前掲『寛政譜以降旗本家百科事典』第3巻（東洋書林、一九九七年）、一二八九頁。
- (20) 前田匡一郎『駿遠へ移住した徳川家臣団』第五編（羽衣出版、二〇〇七年）、一七八―一七九頁。
- (21) 静岡県編『静岡県史』通史編5近現代一（一九九六年）、二二―二四頁。
- (22) 前掲『寛政譜以降旗本家百科事典』第3巻、一二八九頁。
- (23) 日本歴史学会編『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九八一年）、九一四頁。

（未完）

